

## 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」）に係る Q&A

※このQ&Aは、現時点のものです。今後国からの通知等により修正されることがあります。

### Q1 ケアマネジメント費の初回加算の考え方について教えてください。

旧総合事業の時と同様の取り扱いとなります。

新規に計画書を作成した場合初回加算が算定できます。

- ① ケアマネジメント（旧総合事業）からケアマネジメント（新総合事業）に移行した場合  
→とれない
- ② 介護予防支援からケアマネジメントに移行した場合→とれない
- ③ ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合→とれない
- ④ ケアマネジメントから居宅介護支援に変更となった場合→とれる
- ⑤ 介護予防支援から居宅介護支援に変更となった場合→とれる

※但し、居宅介護支援及び介護予防支援の考え方と同様、過去2か月以上ケアマネジメント費及び介護予防支援費が算定されていない場合には、新規の扱いとします。

参考 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQA

【平成27年3月31日版】介護保険最新情報 Vol.450

<第4 問8>

要支援者が認定の有効期間満了に伴い、総合事業のサービス事業利用に移行する場合、初回加算は算定できないとのことだが、サービス事業利用から、新たに要支援の認定を受けて、給付のサービスを利用する事となった場合、初回加算は算定できるのか。

(答)

介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、過去2月以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に限られる

### Q2 訪問介護の初回加算の考え方について教えてください。

- ① 旧総合事業から新総合事業に移行した場合→とれない
- ② 介護予防訪問介護から新総合事業に移行した場合→とれない
- ③ 新総合事業から介護給付の訪問介護になった場合→とれる
- ④ 介護給付の訪問介護から新総合事業になった場合→とれる

※介護給付や予防給付の初回加算の考え方と同様、2か月（暦月）サービス提供がなかった場合、新規の扱いとします。

**Q3** 通所介護は、4月から新総合事業、訪問介護は予防給付を認定有効期限まで利用するという使い方はできますか？

新総合事業の移行は、通所介護、訪問介護とともに同じタイミングで移行してください。一度新総合事業に移行した場合は、経過措置の期間内であっても予防給付に戻すことはできません。

**Q4** 平成27年3月31日までに指定を受けた事業所であるが、新総合事業のサービスを提供しないという事業所があります。どのように対応したらよいでしょうか？

平成27年3月31日までに指定を受けた事業所については、総合事業による指定事業所とみなす（改正法附則第13条）こととなっています。なお事業所がみなし指定を希望されない場合は、平成27年3月31日までに申出をすることになっていましたが、岐阜市においてはその申出はありませんでした。

みなし指定を受けている事業所が総合事業についてサービスを提供しない場合は、介護保険課支援係まで届出を提出する必要があります。

**Q5** 介護予防サービス・支援計画表（ケアマネジメント結果記録表）の「サービス種別」はどのように記載するべきでしょうか？

サービス種別が予防給付と区別され、利用者にわかりやすいものであればいいと考えます。（正式な事業名が長いため）

＜記載例＞

「総合事業 訪問介護」「総合事業 通所介護」  
「第1号訪問事業 訪問介護相当」「第1号通所事業 通所介護相当」

また、月額であるか回数であるかの記載は、必ずしも必須と考えていません。明確に記載すると利用者によっては頻回な計画の変更となってしまうため、月額であるか回数であるかの変更については提供票の変更で十分であると考えます。

**Q 6 月額利用、回数利用の利用マニュアルは作成される予定はありますか？**

月額利用、回数利用について、マニュアル等を作成すると、適切なケアマネジメントではなく、画一的な利用が進む危険性があるため、マニュアル作成は予定していません。

サービスの利用は、ケアプランに基づいて実施します。そのため、前月までに変更の申出をし、翌月から変更する形が原則的な利用になると考えます。

＜取扱い例＞

- ① 計画の見直しと同時に計画期間の利用者の意向（月額か回数か）を確認する。
- ② その期間分の提供票を作成する。
- ③ 変更の希望があった場合に見直す。原則としては、月途中からの変更は認めず、翌月からの変更とする。

入院等の理由により著しく利用回数が減った場合などは例外的に月末での変更も可能とする。（月額制の利用者が、ショートステイを利用した場合は、今まで通り日割り請求が適用される。）

なお、事業所が「月額料金の利用者しか利用させない」という取り扱いは、基準条例において規定している「提供拒否の禁止」に違反していると考えます。

**Q 7 チェックリストによりサービスを利用する場合は、主治医意見書がないが、主治医との連携は不要であるのでしょうか？**

総合事業の効果的な実施のためには、高齢者自身を含めた幅広い関係者が、支援を必要とする高齢者の意識、ケアプラン、設定された目標等を共有していくことが重要です。

必要に応じ、連携連絡票等を活用し専門職に助言等を受ける必要があります。

**Q 8 「通所介護と通所リハビリテーションの併用はできない」「複数の通所介護事業所のサービスは利用できない」というのは、新総合事業でも同じですか？**

貴見のとおりです。

**Q9** 要支援2の人が週1回程度の通所介護サービス利用で、回数制を選択した場合、サービスコードはどれを使えばいいのですか？

A5（A6）1123 通所型サービス2回数で算定します。

通所介護については、要支援区分でサービスコードが分かれます。

事業対象者の人は、月の全部の利用回数でサービスコードが分かれます。

(例)

- 要支援2の人が週1回程度の利用で回数制を選択した場合

「A5（A6）1123 通所型サービス2回数」の単位に利用した回数をかける

- 要支援1の人が月2回の利用で回数制を選択した場合

「A5（A6）1113 通所型サービス1回数」の単位に利用した回数をかける

- 事業対象者の人が下記の回数利用した場合

月の利用が全部で4回まで 「A5（A6）1113 通所型サービス1回数」

月の利用が全部で5回から8回まで 「A5（A6）1123 通所型サービス2回数」

**Q10** 岐阜市に住民登録を有している利用者が市外の事業所のサービスを利用する場合は、岐阜市の単価（単位数・地域区分の単価）が適用されますか？

サービスコードがA1又はA5については、事業所所在地における地域区分が適用されます。

これに対して、サービスコードがA2又はA6については、利用者の住民登録地である岐阜市の地域区分が適用されます。

	市内事業所	市外事業所
A1・A5	国が定める単位数 ×岐阜市の地域区分単価	国が定める単位数 ×事業所所在地の地域区分単価
A2・A6	岐阜市が定める単位数（国が定める単位数と同額） ×岐阜市の地域区分単価	

**Q11** 市外に住民登録を有している利用者が岐阜市の事業所を利用しています。サービスコードは何を使用すればいいですか？

住民登録している市町村の新総合事業への移行のタイミングで、新総合事業に切り替わります。岐阜市は、認定更新のタイミングで移行していますが、市町村によっては、基準日から一斉に移行しているところもあります。住民登録をしている市町村に確認していく必要があります。

**Q12** 「訪問介護と福祉用具貸与を利用している人」など予防給付のサービスと一緒に新総合事業のサービスを利用する場合は、全て予防給付になるということですか？

違います。

訪問介護と通所介護については、予防給付利用の有無にかかわらず、新総合事業に切り替わります。

なお、新総合事業と予防給付を併せて利用する場合に異なるのは、ケアマネジメントの類型で、予防給付と併用の場合は、「介護予防支援費（介護予防サービス計画）」新総合事業のみの利用の場合は、「ケアマネジメント費（介護予防ケアマネジメント）」となります。

**Q13** チェックリストはいつでも受けられますか？

いつでも受けることができます。

ただし、要支援及び要介護認定（以下「要支援認定等」という）期間中は、要支援認定等が事業対象者であることより優先するため、原則としては、要支援認定等の有効期間満了後に受付をします。

**Q14** チェックリストのみで利用する人のプランは簡素化できるのか？

様式については、

岐阜市ホームページ>組織別索引>福祉部>介護保険課>事業者の皆様へ>新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

に掲載していますので、ご活用ください。介護予防支援の様式とほぼ同様の様式となります。介護予防支援の様式を利用することも可能です。

簡素化はされていません。

**Q15 居宅介護支援費算定における担当件数のカウントはどうなりますか？**

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、居宅介護支援費算定にあたって件数に含めず、受託件数についても上限はありません。ただし、受託にあたっては、居宅介護支援や受託している介護予防支援が適切に行える範囲で引き受けください。

**Q16 介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けるためにはどうしたらしいですか？**

平成 27 年 3 月 31 日までに、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業の指定を受けているとみなされます。平成 27 年 4 月以降に指定を受けている事業所は、改めて介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受ける必要があります。指定申請の様式等は、岐阜市ホームページに掲載されています。

みなしの事業所であっても、届け出ている内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

**Q17 介護予防・日常生活支援総合事業に関する運営規程等はどうしたらしいですか？**

介護予防・日常生活審総合事業用の運営規程、重要事項説明書、契約書等を作成する必要があります。

定款についても、事業の目的の追加、変更をしなければならない場合があります。手続き等については、法人の所管・監督庁へ確認してください。

**Q18 岐阜市以外の利用者を受け入れることはできますか？**

岐阜市の事業所ではないのですが、岐阜市の利用者を受け入れることができますか？

平成 27 年 3 月 31 日までに、介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所として指定を受けている事業所は、すべての市町村から指定を受けているものとみなされます。平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業所は、利用者の属する市町村から、それぞれ指定を受ける必要があります。

**Q19 事業所指定の有効期間はどうなりますか？**

岐阜市が定める指定の有効期間は6年ですが、平成27年3月31日以前に指定を受けたみなしの事業所の有効期間の満了日は平成30年3月31日です。

**Q20 運動器機能向上加算、事業所評価加算、介護職員処遇改善加算などの加算について、現行の介護予防事業所と同じように算定できますか？**

みなし指定を受けている事業所は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の加算の体制がそのまま引き継がれます。